# 焼津市立大村中学校　いじめ防止基本方針(令和7年度)

## 【PTA・地域との連携】

・保護者を含めての定期的なアンケートの実施
・基本方針に関してPTA役員と協議する
・学校運営協議会を通して、情報を共有地域との連携を図る。

## 【目指す子ども像】

重点目標である「こころざし、共に高める」を目指し、目標に向かって全力を尽くして努力する生徒を育てたい。また、思いやりの気持ちを持ち、自他を大切にする生徒、お互いを尊重し、切磋琢磨する集団を目指したい。

## 【関係機関】

＜福祉＞
市SSW、焼津市こども相談課、中央児童相談所、はるかぜ　等
＜心理＞
県SC、市SC、巡回相談　等
＜その他＞
焼津警察署、志太榛原サポートセンター、チャレンジ教室　等

## 【いじめ対策委員会】校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、心の教室相談員、支援員

※必要に応じ教務主任、SC、SSWが入る。

・学校基本方針の策定、年間計画（PDCA）　・関係機関との連携
・いじめ相談窓口　・いじめ情報の収集と記録　・情報発信と啓発活動

【学校評価】
・大村中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、学校評価の評価項目に位置づけ、取組の改善を図る。

## 【校内研修等】

・スクールカウンセラーによるいじめ対策研修会の実施
・生徒を語る会の実施
・幼保小中合同研修会の実施

## 【生徒指導体制】

いじめ対策委員会、学年部、学級担任、部活動顧問、スクールカウンセラー

・いじめられた生徒・保護者に対しての対応、いじめた生徒・保護者に対して、いじめを見ていた生徒に対して、組織的に対応する

## 【教育相談体制】

・心の教室相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談活動
・学級担任…生活ノート点検、二者
・三者面談による相談
・全職員…あいさつ、声かけの継続
・毎週の生徒指導部会・特別支援部会における情報交換・対応協議
・関係機関との連携体制の構築

## 【未然防止の在り方】

☆教育活動全体を通して行う

・「大中生の5つの約束」の提示

6つの約束(・明るいあいさつ・正しい服装，言葉遣い・時間を守る・心で聴く・役割を責任もって果たす・人の嫌がることをしない、言わない)を年度当初に提示し、意識化を図る。

・授業づくり

「伝え合い、学びを深める授業」をめざす。生徒アンケートの実施

・特別活動

年間を通しての「縦割り活動」、人間関係づくりプログラムの実施

・道徳教育

人権教育の推進、全校道徳の実施

## 【早期発見の在り方】

☆ 日常の生徒の変化を見逃さない

・アンケートの実施（毎学期実施）
・「こころざしカード」評価の実施
・学級担任による生活ノートの点検
・二者・三者面談の実施（年3回）
・日常における全職員での声かけ・観察
・保護者への家庭連絡
・相談体制の整備
　心の教室相談員
　スクールカウンセラー
　特別支援教育支援員

## 【早期対応の在り方】

☆定期的な情報交換・収集と素早い対応

・いじめ対策委員会の定例化
　毎月第2金曜日に実施
・いじめ対策委員会の即日招集
　※いじめが発覚した際に即開催
・関係機関との連携
　スクールソーシャルワーカー
　こども家庭相談センター　中央児相相談所
　焼津市教育委員会学校教育課等
・ケース会議の実施
　対応方針、指導計画、役割分担
　情報収集と全体把握等

## 【継続支援の在り方】

☆組織的に対応できる体制づくり

・いじめ対策委員会の定例的開催
・県いじめ対応マニュアルの活用
・被害者、加害者への継続的な見守る体制づくり
・市教委への報告書の提出と、定期的な経過報告
・学校、家庭、地域及び関係機関の連携強化

【重大事態】「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、事実確認の結果を直ちに焼津市教育委員会に報告し、連携して対処する。

# 焼津市立大村中学校　　いじめ防止対策年間計画(令和７年度)

| 月 | ①組織・連携・点検・評価等 | ②未然防止【D】 | ③早期発見・対応と継続的支援【D】 |
|---|---|---|---|
| 4 | 【P】いじめ対策委員会で学校基本方針を策定<br>【D】授業参観①、PTA･学校後援会総会<br>【P】生徒を語る会（生徒理解研修会）①<br>【D】PTA運営委員会①<br>【D】いじめ対策委員会（毎月　第2金） | 縦割り活動①②<br>大中生の5つの約束の提示と継続指導<br>・あいさつをする<br>・時間を守る<br>・人の話を聴く<br>・役割を責任もって果たす | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応 |
| 5 | 【A】学校関係者評価委員会①<br>【D】生徒を語る会（生徒理解研修会）② | 全校道徳（情報モラル講座）①<br>縦割り活動③<br>学習便り①<br>人間関係プログラム①<br>第１期評価① | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応 |
| 6 | 【C】生活向上アンケート①<br>【A】いじめ実態調査①の点検、評価<br>【D】幼保小中研修会①<br>【D】PTA運営委員会②<br>【D】民生委員懇談会 | 授業研究①<br>縦割り活動④⑤ | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※いじめ実態調査①への対応 |
| 7 | 【A】学校関係者評価委員会②<br>【D】保護司懇談会<br>【C】学校評価（教師ｱﾝｹｰﾄ）<br>【A】学校評価に基づく基本方針の見直し | 学習アンケートの実施①<br>縦割り活動⑥<br>学習便り②<br>第2期評価②<br>学校評価アンケート（生徒・保護者） | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※二者（三者）面談① |
| 8 | 【D】校内研修（SC担当）<br>【A】学校評価(全体会) | 第3期評価③ | ※（不登校など）配慮を要する<br>生徒への夏休み中の定期的連絡 |
| 9 | 【D】PTA運営委員会③<br>【C】生活向上アンケート②<br>【A】いじめ実態調査②の点検、評価 | 縦割り活動⑦<br>学習便り③ | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※いじめ実態調査②への対応 |
| 10 | 【A】生徒を語る会（生徒理解研修会）③<br>【D】PTA運営委員会④ | 授業研究②<br>縦割り活動⑧<br>第4期評価④ | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※三者面談 |
| 11 | 【A】学校関係者評価委員会③<br>【D】学校公開週間<br>【D】幼保小中研修会②<br>【D】学校評価（教師ｱﾝｹｰﾄ）実施<br>【C】生活向上アンケート③<br>【A】いじめ実態調査③の点検、評価 | 全校道徳②<br>学習アンケートの実施②<br>学習便り④<br>人間関係プログラム②<br>学校評価アンケート（生徒・保護者） | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※いじめ実態調査③への対応 |
| 12 | 【A】学校評価全体会・部会 | 授業研究③<br>第5期評価⑤ | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※二者（三者）面談 |
| 1 | 【D】PTA運営員会⑤<br>【D】生徒指導を語る会④（次年度対応）<br>【A】学校評価部会・全体会 | 縦割り活動⑨<br>学習便り⑤ | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※（不登校など）配慮を要する<br>生徒への冬休み中の定期的連絡 |
| 2 | 【C】生活向上アンケート④<br>【A】いじめ実態調査④の点検、評価<br>【A】学校関係者評価委員会④<br>【A】学校評価全体会 | 縦割り活動⑩ | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※いじめ実態調査④への対応 |
| 3 | 【D】授業参観③懇談会②<br>【A】学校評価に基づく基本方針の見直し<br>（部会・全体会を受け、いじめ対策委員会で協議） | 第6期評価⑥ | ・健康観察や生活ノート等による観察<br>・生徒指導部会の定例化（毎金）<br>・個別のケース会議の開催<br>・ネットパトロールへの対応<br>※（不登校など）配慮を要する<br>生徒への冬休み中の定期的連絡 |